



**國務院法制弁教科文衛司司長張建華氏：
～～商標法改正の要点についての分析及び解釈**

商標法の改正点：登録対象の範囲を拡大し、「音」を登録対象に納入し、匂いの商標登録を許諾せず

近頃、商標法改正案の草案は全国人民代表大会常務委員会の審議段階に入った。今回の改正では、「匂い」商標が従来の通り認められなかつたが、「音」が商標としての登録が認められたことが新規条項として追加された。これについて、國務院法制弁教科文衛司司長張建華氏は、「匂いはやはり商標の世界や社会生活から遠ざかる」、と解釈した。

同氏の説明によれば、今回の改正は「問題対応式」の立法である。商標法改正は主に以下の7種類の不正現象を対象として行われたものであるという。

- 1、商標資源が充分に利用されていない。例えば、音が商標の構成要素として認められていない。
- 2、多くの場合、商標登録は使用のためではなく、商標資源を先駆けて横領するためのものである。例えば、五輪開催後、たくさんの優勝者の名前が商標として登録された。
- 3、ある商標が既に他人によって使用されていることを知りながら、この商標を先駆けて登録する。
- 4、不正競争の目的で異議申立てを提起し、商標登録手続きを無限に延長させようとする。
- 5、著名商標は具体的な案件の中で認定されるので、著名商標の認定のためにわざと架空の案件を作つて、国家機関の「認可」を得ようとする。
- 6、商標代理業界では、代理人が被代理人の権益を損なうような悪質的な競争が存在している。
- 7、権利者は裁判で勝ったとしても、権利被侵害により被った損失を補うことができない。この現象の大幅な存在は、商標についての保護がまだ期待されている程度まで届いていないことを説明している。

張建華氏は、商標がもたらせる重要な利益は日々社会によって認識されるようになっているが、商標秩序を規範化させる制度はまだ完備されていない、と話している。

異議手続きの審理終結まで、7年間かかる

張建華氏はこのように計算した。1つの商標が出願され、途中で異議申立てが提起された場合、手続きが終結するまで、7年以上の期間がかかるとの結論を得た。同氏は、「この7年以上の期間とは、どのような概念なのかと言うと、ここ30年余りの間では、中国経済は7年ごとに倍増するというペースで考えれば、この7年間は決して軽小視することができない期間である」と話している。

すると、この7年間はどのように算定されたのか？

現行商標法の規定によれば、初步査定された商標はその公告日から起算して3ヶ月以内に、何人からもそれに対して異議申立てを提起することができるとしている。

初步査定、公告された商標に対して異議申立てが提起された場合、商標局は異議申立て人及び被異議人が陳述した事実及び理由を聴取し、調べによってそれが確かなことだと判定した後に、裁定を行う。当事者が不服がある場合、通知書を受け取った日から起算して15日以内に商標評審委員会へ不服審判請求を提出することができる。商標評審委員会は裁定を行い、書面で異議申立て人及び被異議人に通知する。

当事者が商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知書を受け取った日から起算して30日以内にさらに人民法院へ上訴することができる。人民法院は、商標不服審判手続きの相手方当事者に対して、第三者として訴訟に出る旨通知しなければならない。

長々とした訴訟がこれで始まる。一審、二審、公告までの審理期間を加えて、最長、7年以上の時間がかかるてしまう。

これについて、張建華氏はさらに説明を加えた。もう2つの要素の存在により、商標出願が余分に時間がかかるという問題がますます悪化してしまった。その1つは、商標出願件数の急増である。2012年だけで、商標登録出願の案件受理件数は164.8万件に達した。もう1つの重要要素としては、競合者が商標登録手続きを濫用して異議申立てることにより、悪意によって出願人が商標権を取得する時期を遅延させるといった不正競争行為の発生で

ある。

今回の商標法改正時は、前述した問題点を充分に重視している。張建華氏は、前述した問題点が様々な面でのバランス取りに係っているので、それらを解決するのは容易なことではない、と主張している。今回の法改正にあたり、主に以下の5つの面でのバランスが考慮されている。

- 1、現実と理想状態との間のバランスを取ること。例えば、「音」の商標登録が認められるようになったが、「匂い」がまだ認められていない。
 - 2、登録主義と使用主義という2つの制度間のバランスを取ること。わが国商標法では、登録主義が採られている。「最初に、この原則は強制的なものだったが、現在は、商標使用者の合理的な要求への配慮も加えて、合理的な使用は合理的な要素として取り入れられた。これは今回の改正では反映されるべきものである。」、と張建華氏が語った。
 - 3、個人の正当な利益の保護と社会公平秩序との両方を配慮すること。
 - 4、「簡政放権」（政府機関をコンパクト化し、経営管理権を企業に譲ること）及び社会行政機関による商標保護作業は必要な手段である。「簡政放権」の実行と同時に、行政による保護を欠かないこと。
 - 5、行政保護、司法保護、権利者の自力救済が力を併せること。知的財産権は私権であることから、商標権による保護を最も関心しているのはやはり権利者自身である。行政保護及び司法保護は何れも権利者に提供する保護であるが、それぞれのメリットを持っている。行政機関の優位性としては、調査権を持つことである。行政機関が案件の事情を明白に取り調べ、その後、人民法院が判決を下し、執行されることが可能であれば、商標の保護作業はよりよい効果を得ることができるであろう。そのためもあって、今回の商標法が改正時は、行政機関の調査権に関する内容や、罰則的な賠償条項、司法機関の文書提供制度を追加することにより、行政保護、司法保護、権利者の自力救済の三者の力を併せることを図ろうとしている。

発展及び改革委員会：中国では、今後20年間、重大科学技術基礎施設の発展の重点分野を確定する。

同『企画』は、エネルギー科学分野では、人間社会の持続利用可能なエネルギーという科学的問題の解決を目標とし、原子力及び高効率化石油資源の研究施設の建設を重点とし、エネルギーに関する重大科学技術基礎施設の仕組みを逐次に完備させ、エネルギー科学分野で新しい突破口を見つけ、省エネ・排出ガスの減少のための技術イノベーションのためにサポートを提供していくことや、生命科学分野では、生命の神祕を探査し、人類の健康や、農業の持続可能な発展といった重大科学技術問題の解決を目標とし、生命健康・一般向けの医療制度、生物育種のときの重大科学技術ネックを乗り越えること、地球システム及び環境科学分野では、人間と自然との調和を取ることを目標とし、水中観測やデータアナログ、基礎研究施設を重点として建設し、観測、探査及びアナログが互いに補足し合うような地球システム及び環境科学研究体系を逐次に構築していくことを明らかにした

また、同《企画》は、エンジニアリング分野では、今後、情報技術発展の基礎及び最先端である、岩石地質体の動力特性及び地質災害の発生過程などに係るエンジニアリング技術の中の重大科学技術問題を目標とし、関連施設の建設を探索し、逐次に進めようとし、国家重点事業の展開を保障し、今後における産業の発達を促進するために基礎的なサポートを提供していくことを明らかにした。